指定管理者指定の件(西宮市立山東自然の家)に関する意見決定の件

西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和5年11月1日提出

西宮市教育委員会教育長 重 松 司 郎

(別 紙)

指定管理者指定の件(西宮市立山東自然の家)に関する意見

西宮市立山東自然の家の指定管理者指定の件については、異議ありません。

令和5年11月1日

西宮市教育委員会

## 以下、市議会議案書(案)

議案第号

指定管理者指定の件(西宮市立山東自然の家)

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年12月 日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設 位置 朝来市山東町粟鹿2179番地 名称 西宮市立山東自然の家
- 2 指定管理者となる団体 朝来市山東町粟鹿2038番地1 一般社団法人 山東自然の家 代表理事 中 島 正 之
- 3 指定期間令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## (参考)

○提案理由

西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するため。

# 以下、市議会説明資料(案)

#### 西宮市立山東自然の家の指定管理者の指定について

西宮市立山東自然の家について、令和6年4月1日から指定管理者による管理運営を 行うため、「西宮市立山東自然の家条例」及び「西宮市公の施設に係る指定管理者の指 定手続き等に関する条例」に基づき、指定管理者の指定にかかる一連の手続きを進めて きました。

その結果、下記のとおり、指定候補者を選定しましたので、本12月市議会に同候補者を指定管理者とする議案を付議するものです。

選定の概要等は下記のとおりです。

記

1 指定候補者

所在地 兵庫県朝来市山東町粟鹿2038番地1

団体名 一般社団法人 山東自然の家

代表者 代表理事 中島 正 之

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日(5年間)

3 指定管理対象施設

所在地 兵庫県朝来市山東町栗鹿2179番地

名 称 西宮市立山東自然の家

- 4 指定管理者が行う業務
- (1) 山東自然の家の使用の許可、不許可、取り消し、停止及び制限に関する事務
- (2) 山東自然の家の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務
- (3) 山東自然の家における利用の受け入れに関する業務
  - ア 自然学校の受け入れ
  - イ 一般利用者の受け入れ
  - ウ 西宮市及び朝来市主催事業の受け入れ
  - エ 設置目的を達成するために参加者を募って実施する自主事業
  - オ 緊急時の対応
- (4) 山東自然の家の施設、設備及び備品の維持管理
- (5) 山東自然の家の清掃業務
- (6) 山東自然の家の食堂運営業務
- (7) 山東自然の家の管理運営に関する事業報告
- (8) モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務
- (9) その他、山東自然の家の設置目的を達成するため市教育委員会が必要と認める業務

#### 5 選定過程

(1) 募集要項等の配布

令和5年7月31日~8月18日

(2) 質疑の受付期間

令和5年8月10日から令和5年8月25日

(3) 申請書類提出期間

令和5年9月1日から令和5年9月8日

(4) 指定候補者選定委員会

第1回 令和5年7月11日(施設概要の説明、審査基準・採点方法の審議等) 第2回 令和5年10月17日(申請者によるプレゼンテーション、質疑応答、 採点結果の確定、答申書の提出)

## (5) 応募団体

一般社団法人 山東自然の家

以上1団体

#### 6 指定候補者の選定方法等

#### (1) 選定の方法

指定候補者の選定に当たっては、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等 に関する条例により、学識経験者等4名の委員による指定候補者選定委員会を設置 し、指定候補者の選定について同委員会に諮問した。

選定委員会において、応募団体の概要・財務状況等、施設管理運営実績、管理に 係る事業計画、収支計画等について、設定した審査基準に基づき、審査が行われた。

## 【西宮市立山東自然の家指定候補者選定委員会 委員一覧】

選出区分	名前	所属等	
野外活動等の専門的知識を有す	日野 健太郎	一般財団法人野外活動協会	
る学識経験者	口野 () () ()	事務局長	
収支予算など財務面の専門的知	岸本 孝二	堂島総合法律事務所	
識を有する学識経験者	<b>户</b> 中 子一	弁護士	
自然学校利用者関係者(保護者)	岩本 佳菜子	西宮市PTA協議会	
自然学校利用者関係者(小学校)	有元 宏次	西宮市立小学校長会	

## (2) 選定基準

- ① 事業計画書による山東自然の家の運営が、利用者に対し、不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- ② 事業計画書の内容が、山東自然の家の効用を最大限に発揮させるとともに、施設の効率的な管理が図られるものであること。
- ③ 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

- ④ ①~③に掲げるもののほか、指定候補者が山東自然の家の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
- ⑤ 管理運営に係る経費の縮減に関する方策をとっていること。

## (3) 審査基準

別紙1のとおり

## (4) 評価結果

総合得点 118.3点/150点

選定基準	配点	得点	
1 事業計画書による指定施設の運営が、利用者			
に対し、不当に差別的取扱いが行われるおそれ	1 0	8. 3	
がないこと			
2 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大			
限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な	5 0	34.3	
管理が図られるものであること			
3 事業計画書による管理を安定して行う物的	9.5	18.0	
能力及び人的能力を有するものであること	2 5		
4 その他、施設の設置の目的を達成するために	2.5	0.7. 0	
十分な能力を有しているものであること	3 5	27.8	
5 管理運営に係る経費の縮減に関する方策を	2.0	2.0	
とっていること	3 0	30.0	
合 計	150	118.3	

## (付帯意見)

当該団体を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、申請内容の誠実かつ確実な履行を望みます。

- ① 各年度において収支実績を検証し、それに基づく予算の再検討をお願いしたい。
- ② 子供にとってより良い自然学校になるよう、山東自然の家は専門性をもって、 西宮市教育委員会、利用校と十分に協議し、事業を進めていただきたい。
- ③ 山東自然の家ならではの魅力的な食事メニューを提供できるよう検討していただきたい。

# (5) 選定委員会の答申(選定理由)

事業計画書及び事業者によるプレゼンテーションにより、実績、事業計画、管理運営体制、収支予算等を評価基準に基づき総合的に評価した結果、「一般社団法人 山東自然の家」は、指定期間内において当該施設を適切に管理運営する能力を有していると判断されたため、指定候補者として適当と認める。

#### 7 指定候補者の決定

選定委員会からの答申を受け、一般社団法人 山東自然の家を指定候補者とした。

	西宮市	立山東自然の家指定候補者選定における審査基準		
選	定基準			配点
C	) 審査項目(大項目)	審査項目(小項目)	配点	
1	事業計画書による指定施設	での運営が、利用者に対し、不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと		10
(1	指定管理者としての適性		5	
② 基本方針・事業コンセプト		5		
	事業計画書の内容が、指定 ること	施設の効用を最大限に発揮させるとともに、指定施設の効率的な管理が図られ	るもの	50
		ア 自然学校をより充実させる提案	5	
		イ 自然学校のプログラム運営が円滑に進むために学校と連携を行う姿勢	5	
		ウ 自然学校の指導補助員の育成を行う意欲・ビジョン	5	
(3	利用者サービスの向上	エ 一般利用者の増加に向けた提案	5	
		オ 情報発信について	5	
		カ 食事サービスの提供について	5	
		キ ニーズの把握と業務改善への反映	5	
(4	自主事業の内容		5	
G	り収支計画の適正性	ア 収支計画の内容	5	
(9	以 以 以 以 以 に に に に に に に に に に に に に	イ 経費縮減の考え方	5	
3	事業計画書による管理を安	定定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること		25
		ア 業務実施体制	5	
(6	実施体制	イ 安定的なサービスの提供	5	
		ウ 職員の資質向上の提案	5	
(7	)雇用及び労働条件	アー労働条件	5	
	/ 雇用及U·列围未干	イ 地域住民の雇用機会確保	5	
4	その他、施設の設置の目的	]を達成するために十分な能力を有しているものであること		35
6		ア 経営状況	5	
(8	申請団体の経営状況等	イ 類似施設等の管理運営実績	5	
(9	⑨ 情報セキュリティー		5	
		ア 施設の安全管理に対する姿勢	5	
10	安全・安心の確保	イ 事故防止、防犯、防災に関する取り組み	5	
		ウ 緊急時の対策	5	
(1)	地域との良好な信頼関係	の構築	5	
5	管理運営に係る経費の縮減	ばに関する方策をとっていること		30
② 管理運営に係る経費の額		30		
合計点			150	
【採	点方法】 0~5の6段階評	価 5…優れている、4…良好である、3…十分である、2…やや不十分である、 1…不十分である、0…不適格である		

## 以下、市長から教育委員会への意見照会文書

令和5年10月24日 (2023年)

西宮市教育委員会 教育長 重松 司郎 様

西宮市長 石井 登志郎

指定管理者指定の件(西宮市立山東自然の家)に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、西宮市立山東自然の家の指定管理者を指定するに当たり、西宮市教育委員会の意見を聴取します。